

前橋市紙リサイクル庫排出事業者登録実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量・リサイクルに取り組む事業者の紙類の資源化を促進するため、事業系（店舗、飲食店、事務所等）の紙類を少量排出する事業者（以下「事業所」という。）を「前橋市紙リサイクル庫排出事業者」として登録し、登録した事業者は、紙類をリサイクル庫に無償で持ち込みすることができるものとする。

(登録要件)

第2条 登録要件は、次に掲げる事業所とする。

- (1) 市内の事業者、又は市内に事務所等を有する事業所であること。
- (2) ごみの減量・リサイクルに取り組む事業所であること。
- (3) 紙類を少量排出する事業所であること。
- (4) 搬入量は、1回につき軽トラック半台分（150kg）以内であること。
- (5) 搬入回数は、月4回以内であること。

(搬入品目)

第3条 リサイクル庫に持ち込みできる紙類は、新聞紙、段ボール、雑誌、紙パック及び雑古紙の5品目とする。

(搬入場所)

第4条 紙類を持ち込みできる場所は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、事業所に対し、搬入場所を指定するものとする。

(登録申請)

第5条 登録の申し込みをしようとする事業所は、「前橋市紙リサイクル庫排出事業者登録申請書」（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(登録)

第6条 市長は、前条の申請に基づき、第2条に掲げる各号に該当すると認められた事業所を「前橋市紙リサイクル庫排出事業者」として登録し、登録証（様式第2号）を交付する。

2 事業所は、登録証に基づき指定された場所に紙類を搬入することができるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

六供清掃工場	六供町1536番地
西部清掃事務所	大渡町一丁目19番地5

公園管理事務所	六供町 1 4 2 0 番地
大胡支所	堀越町 1 1 1 5 番地
宮城支所	鼻毛石町 1 5 0 7 番地 4
粕川支所	粕川町西田面 2 1 6 番地 1
富士見支所	富士見町田島 2 4 0 番地
城南支所	二之宮町 1 3 2 0 番地
南橋市民サービスセンター	日輪寺町 1 5 8 番地
桂萱市民サービスセンター	上泉町 1 4 1 番地 3
東市民サービスセンター	箱田町 5 4 3 番地 1
上川淵市民サービスセンター	後閑町 3 5 番地
下川淵市民サービスセンター	鶴光路町 7 0 1 番地
芳賀市民サービスセンター	鳥取町 8 1 7 番地
元総社市民サービスセンター	元総社町三丁目 1 番地 1
総社市民サービスセンター	総社町総社 1 5 8 3 番地 2
永明市民サービスセンター	小屋原町 1 8 5 7 番地 3
前橋市役所	大手町二丁目 1 2 番 1 号
水道局	岩神町三丁目 1 3 番 1 5 号
総合福祉会館	日吉町二丁目 1 7 番地 1 0
前橋市保健センター	朝日町三丁目 3 6 番 1 7 号
南消防署	西善町 7 6 6 番地 2
大渡温水プール・トレーニングセンター	大渡町二丁目 3 番地 1 1
ヤマト市民体育館前橋	上佐鳥町 4 6 0 番地 1
児童文化センター	西片貝町五丁目 8 番地
東部共同調理場	荒子町 1 4 3 9 番地 1
西部共同調理場	総社町総社 2 3 6 8 番地 1
市立前橋高等学校	上細井町 2 2 1 1 番地 3